

沿岸広域振興局長告示第34号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成23年5月20日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100036	ニチイケアセンター 釜石大町	釜石市大町一丁目8番6号 明治中央ビル1階	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成23年4月1日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100036	ニチイケアセンター 釜石大町	釜石市大町一丁目8番6号 明治中央ビル1階	釜石市中妻町一丁目12番2号	平成23年4月1日

3 児童デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
0311100051	釜石市すくすく親子 教室	釜石市大町三丁目8番3号	釜石市小川町四丁目2番7号	平成23年4月25日